

## ○霧島市パブリックコメント制度実施要綱

平成17年11月7日

告示第103号

改正 平成18年5月16日告示第200号

平成19年12月27日告示第448号

平成22年12月8日告示第329号

平成29年5月1日告示第127—2号

平成31年3月29日告示第80号

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市民の市政への参画を進め、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び企業管理者をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は変更のうち、パブリックコメント手続を実施する必要があると市長が認めるものとする。

### (公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものと

する。

(計画等の公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
  - (2) 当該計画等の実施機関の所管課等における閲覧
  - (3) 情報公開室、隼人市民サービスセンター、各総合支所及び福山市民サービスセンターにおける閲覧
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、当該計画等の案が市民等に周知されるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公表する場合において、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。
- 4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により公表する場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、公表しようとする内容全体の入手方法を明らかにした上で、内容の一部を省略し公表することができる。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として一月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。
- (1) 郵便
  - (2) ファクシミリ装置を用いた送信
  - (3) 電子メールの送信
  - (4) 指定する場所への直接書面による提出
  - (5) その他実施機関が認める方法
- 3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人又は法人（公共的団体を含む。）の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。
- 4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見等に対する対応)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるもの

については、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 提出された意見等に対する個別の回答は、行わないものとし、類似の意見等は、まとめて公表するものとする。

(適用除外)

第8条 実施機関は、附属機関その他これに類するものがこの告示に定める手続に準じた手続を経て行った報告又は答申等に基づき、計画等の立案を行うときは、この告示に定める手続を行わないことができる。

(一覧表の公表)

第9条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの告示に定めるパブリックコメント手続の実施状況を公表しなければならない。

(公表方法に関する規定の準用)

第11条 第5条第1項の規定は、第7条第2項本文、第9条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、別に総務部長が定める。

附 則

(施行手続)

- 1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定を適用しない。

附 則（平成18年5月16日告示第200号）

この告示は、平成18年5月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月27日告示第448号）

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月8日告示第329号）

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日告示第127—2号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第80号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。